



野川北公園

人権週間

育てよう
一人ひとりの 人権意識

1948 年 12 月 10 日第 3 回国際連合総会において世界人権宣言が採択され、この日を記念して毎年 12 月 10 日を「人権デー」、12 月 4 日から 10 日までを「人権週間」と定め、さまざまな啓発活動が行われています。

憲法が保障する基本的人権は、皆さんの日常生活の中で非常に大切なものです。この機会に人権の大切さについて考えてみませんか。

〔問い合わせ〕市民協働課



青少年からの

人権メッセージパネル展

人権週間に伴い、著名人・青少年からの人権メッセージパネル展を開催します。

〔期間〕12 月 2 日(火)から 10 日(水)まで

〔会場〕市役所 2 階フロア

駅前街頭啓発

市民の皆さんが人権について考えるきっかけとなるよう、市の人権擁護委員が狛江駅前にて啓発物品を配布し、啓発活動を行います。

〔日時〕12 月 4 日(木)午後 2 時から

人権身の上相談

毎月第 3 木曜日の午後 1 時から 4 時まで「人権身の上相談」を開催しています。法務大臣から委嘱された 3 人の人権擁護委員堀川末子さん・佐藤安正さん・松崎正勝さん)が相談員として相談に応じています。

家庭内、親子や近隣関係などで差別を受けるなど、人権について問題を抱えている方は、お気軽に相談ください。個人の秘密は厳守します。

夜間人権ホットライン

弁護士による法律相談を夜間に電話でお受けします。お困りごとがありましたら、お気軽に相談ください。個人の秘密は厳守します。

〔日時〕12 月 5 日(金)午後 5 時から 8 時まで

〔ホットライン〕 ☎ (3876) 8045・8046

〔問い合わせ〕(財)東京都人権啓発センター ☎ (3871) 0212

トークショーと

映画のつどい

〔日時〕12 月 12 日(金)午後 1 時 30 分から

〔会場〕福生市民会館

〔講師〕新垣勉さん(テノール歌手)

〔映画〕「陽だまりの家」

先着順。手話通訳、託児施設あり(要予約)。

〔問い合わせ〕東京都総務局人権部 ☎ (5388) 2588

指定保存樹木等の点検を行います



■点検

12 月 3 日(水)から指定保存樹

木等の総点検を行います。職員が訪問のうえ調査しますので、協力をお願いします。

■補助対象

〔保存樹木等の指定〕

1・5 m の高さにおける幹の周囲が 1 m 以上であること

高さが 10 m 以上であること

株立ちした樹木で高さが 3 m 以上であること

はん登性樹木で枝葉の面積が 20 m² 以上であること

生け垣をなす樹木の集団で、その長さが 15 m 以上であること

〔生け垣の設置〕

市内で新たに生け垣を設置したり、ブロック塀を撤去して生け垣に改造する場合には次の要件が必要です。

生け垣用樹木の高さがおおむね 1 m 以上であること

生け垣の総延長が 3 m 以上であること

道路に面し、その道路の幅員が 4 m 以上であること

〔問い合わせ〕環境改善課

「障害者の日」行事のお知らせ

障害者の日は、昭和 56 年に 12 月 9 日と定められ、12 月 3

日からの 1 週間を障害者週間とし、障害者福祉についての関心と理解を深めるために全国的に各種事業を展開しています。

市では、今年度の「障害者の日」行事として、「ゆび編み」を実施します。お気軽に参加

ください。

〔日時〕12 月 7 日(日)午前 10 時から正午まで

〔会場〕あいとびあセンター

〔費用〕200 円



〔問い合わせ〕在宅福祉課

滞納をしない させない なくすために 徴収対策を進めます

市民の皆さんに納めていただいている市税は、住民福祉のさまざまなサービスを提供する大切な財源となっています。

また、その一方で、納め忘れによる督促など滞納している市税を徴収するのにも貴重な市税が使われます。滞納をなくすことで、多くの経費が削減され、ほかの行政サービスを充実させることができます。

市では、安定した財源確保をするともに、期限内に納税した多くの方々の公平を保つため、収納の向上に取り組んでいます。

〔問い合わせ〕収納課

市の対策 ～滞納の解消に向けて～

市税は納期限内納付をしていますが、納期限を過ぎても納めていただかない方々には、督促状や催告書を送付するほか、自宅や勤務先に電話するなどして納税を促しています。

市では年末を迎え、滞納の解消を図るとともに、納税した方との公平を保つため、次のような徴収強化の取り組みをしています。

■訪問徴収

再三の催告にもかかわらず納付のない滞納者には、直接自宅や勤務先に訪問し納税の催告をします。

また、12月には滞納整理強化月間として、年末に向けて平日不在の方への、日曜日に直接訪問を強化します。

■夜間電話催告

日中不在の滞納者に、夜間、電話による催告をします。

■滞納処分

再三の督促、催告に応じず滞

利です。一度の手続きで、翌年度からも自動的に継続されます。申し込みは、金融機関、郵便局、または収納課で受け付けています。

納める機会と相談窓口

納税の催告を受けたら、今は納税できる状態にないのでそのうちに」と放っておかないでください。納期限後の納付は納付日、税額によっては本来の税額に延滞金が増加されます。ぜひお早目に窓口で相談ください。

■日曜および夜間窓口の開設
平日および昼間、仕事などでお忙しい方のために、納税相談と納税窓口を開設しています。

■納期限までに納めることが困難な事情があればすぐに相談を本人や家族が病気だったり、

■日曜窓口および夜間窓口の開設

	日曜窓口	夜間窓口
開設日	毎月の最終日曜日	毎月の第3・4木曜日 (5週ある場合は第4・5木曜日)
開設時間	午前8時30分 ～午後5時	午後5時～8時
開設場所	収納課(2階8番窓口)	

市税等	納める方	納める時期
市民税 都民税	均等割・所得割：1月1日現在、市内に住んでいて前年に所得のあった方 均等割：市内に住んでいなくても、市内に家屋や事務所を持っている方	特別徴収：毎年6月から翌年5月までの毎月(12回)給料から天引きで納めます。 普通徴収：年4回1期は6月、2期は8月、3期は10月、4期は翌年1月の末日が納期限です。
法人市民税	市内に事務所・事業所を持っている法人は、均等割と法人税割を納めなければなりません。	原則として、事業年度終了後2カ月以内に申告して納めます。
固定資産税 都市計画税	1月1日現在、市内に土地・家屋、または事業用の償却資産を持っている方(事業用の償却資産には、都市計画税はかかりません)	年4回。1期は5月、2期は7月、3期は12月、4期は翌年2月の末日が納期限です。
軽自動車税	4月1日現在に保有(ナンバー登録地)している方	年1回。5月末日が納期限です。
国民健康保険税	国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、家族に加入している人がいる時には世帯主に対して課税されます(擬制世帯)。	年8回。1期は7月、2期は8月、3期は9月、4期は10月、5期は11月、6期は12月、7期は翌年1月、8期は2月の末日が納期限です。
介護保険料	第1号被保険者(65歳以上の方)で普通徴収の方(特別徴収で年金から天引きされている年金受給者以外の方)	年8回。1期は7月、2期は8月、3期は9月、4期は10月、5期は11月、6期は12月、7期は翌年1月、8期は2月の末日が納期限です。

納期限(末日)が土・日曜日、祝日に当たる場合は、その翌日が納期限となります。

行政けいじばん

● 第2・4木曜日は国保加入者のための健康相談

保健師と栄養士が、健康や食事などに関する悩みや相談をお受けします。どうぞお気軽に相談ください。

なお、人間ドック等の結果票などがあれば、健康状態が把握できますので、ぜひ持参ください。

〔相談日〕12月11日(木)・25日(木)
午前9時30分から11時30分まで
〔会場〕市役所2階フロアー
〔問い合わせ〕保険年金課

● 国民健康保険医療費通知を送付します

皆さんの健康づくりの参考となるよう、国民健康保険証(老人医療の方を除く)を使って平成15年9月中に診療を受けた方の、医療機関から市へ請求のあった医療費の額を12月中に通知します。

通知する医療費には、差額ベッド代などの保険診療対象外のものを含まれていません。医療費の額は病院の窓口で支払った金額ではなく、診療に要した医療費の総額となっています。

この通知書は、受診した医療費のお知らせです。特に手続きを行う必要はありません。

また、柔道整復師(接骨師)の施術を受けた方で、平成15年10月中に市へ請求のあった医療費の額は、平成16年1月中旬に別の通知書でお知らせします。

〔問い合わせ〕保険年金課

● 新子どもフリースレイ試行
実施説明会および松原学童
保育所入所希望者説明会

来年4月から第一小学校内で、「新子どもフリースレイ」の試行実施の説明会を開催します。



〔日時〕12月16日(火)午後7時から

〔会場〕狛江市役所小田急線高架下分室

〔問い合わせ〕児童福祉課・社会教育課

● 次世代育成支援に関する
ニーズ調査

平成16年度に策定する次世代育成支援行動計画策定のためのニーズ調査を現在行っています。調査票が届きましたら協力をお願いします。

〔対象者〕小学生以下のお子さんがいる方1,800人(無作為抽出)

〔問い合わせ〕児童福祉課

■償却資産の例示

資産の種類	課税客体
1 構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、内装、外装、庭園、その他土地に定着する土木設備等
2 機械および装置	旋盤、ボール盤、プレス機、モーター、ポンプ、工作機械、建設機械、印刷機、ボイラー装置、科学機械、コンベアー、医療機械、その他物品の製造・加工等に使用する機械および装置等
3 船舶	ボート、釣船、貨物船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両および運搬具	フォークリフト、構内運搬車、自転車、大型特殊自動車、ロードローラー、ブルドーザー、パワショベル、タイヤローラー等(ただし、自動車税、軽自動車税が課税されるものは除く)
6 工具・器具および備品	机、椅子、計算機、測定工具、検定工具、応接セット、陳列ケース、ロッカー、医療用機器、理容・美容機器、金庫、タイプライター、自動販売機、冷蔵庫、テレビ、クーラー、その他各種工具および備品等

アパート、駐車場等を経営している場合、土地・家屋以外の資産(エアコン、外溝、塀、アスファルト舗装、砂利敷、フェンス等)は、償却資産に該当します。

年金受給者等に対する不審な電話等に注意ください

年金受給者や被保険者およびその家族に対して、社会保険事務所の職員等を装って「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する」と記載されている文書、「国民年金が未納であるので、至急払うように」といった電話、「医療費の払い戻しや社会保険の手続きのため手数料が必要」と訪問するなどの事例があり被害が発生しています。



社会保険庁、社会保険事務局や社会保険事務所では、指定口座に現金の振り込みを依頼したり、社会保険の手続きのための手数料と称して現金を徴収することは行っていませんのでご注意ください。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 042 (361) 1011

市長コラム 83



「どんなテレビを見ていますか」と聞かれることも多いのですが、最近では「行列のできる法律相談所」という番組を挙げています。

他の法律相談を扱う番組と違うのは、答える弁護士が 1 人ではなく 4 人いて、弁護士同士の激論があることです。一つの法律問題に対し、解釈や回答がこうも違うのか驚かされますが、価値観や事実の

狛江駅北口地下駐車場を利用ください

狛江駅北口地下駐車場（市営）では、お客様の利用目的に合わせた料金メニューを用意しています。お買い物やお出かけの際には、ぜひ狛江駅北口地下駐車場を利用ください。

■料金

〔時間駐車〕午前 7 時から午後 11 時まで、30 分 200 円

5 時間以上駐車車両の料金上限 2,000 円

夜間料金（午後 10 時 30 分～翌日午前 7 時 30 分）1,600 円

■定期駐車

〔平日のみ〕10,000 円

〔全日〕18,000 円

利用できる車両は長さ 4.70m、幅 1.75m、高さ 1.50m、重さ 1.70t 以内で機械式駐車場に駐車できる車両

〔問い合わせ〕計画課

お互いの価値観を認め合う

捉え方によって「正しさ」は市民間で相対立する主張もあり、違ってくる、誰にも共通する絶対的な正義はないということでしょうか。もう一つ「ビッグナード」というドラマでも、法律家の価値観を認め合うことから家の卵である司法修習生たちが議論を交わさせ、どう一致点が、毎回提供される事例を多面的な視点から議論しますが、意

い「大きなまち」をめざす市町村合併が進んでいますが、声を届けや合意をともに作り上げていく、そのような「小さなまち狛江」に私は魅力を感じています。

見が一つにまとまるまでの展開を興味深く見ています。市政にも多くの声が寄せられます。現役を退くある市長が、「任期中、市民すべての声には応えられないことが多かった」と語っていました。確かに、

狛江市長

矢野 いたか

学区域外就学の取り扱いについて

通学区域制度は、教室や授業教材の計画的整備、職員体制や学校行事など学校教育を円滑に進めるために設けられたものです。このため、狛江市立学校では通学区域を定め、住所地の指定校へ通学していただいています。

また、保護者、児童・生徒の事情にも配慮して、基準を設けて指定校変更・区域外就学を認めています。

次に掲げる承認基準に該当する児童・生徒で、事情により指定校の変更を希望する場合には、学校教育課まで相談ください。

指定校変更（市内での通学区域外からの通学）の承認基準

1 転居による場合

① 現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。

② 近い将来、転居することが確

実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。

ただし、申請時に関係書類を提示すること。

2 地理的な理由による場合

指定校の学校よりも隣接校の方が近い場合で、隣接校の通学を希望するとき。

3 家庭環境による場合

① 自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合で、その店舗等の近くの学校への通学を希望するとき。

② 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童・生徒がいつ

たん親類、知人宅等に下校する場合で、その親類、知人宅等の近くの学校への通学を希望する

とき。

③ 指定校以外の学区の児童保育所に措置された場合で、当該児童保育所の近隣の小学校への通学を希望するとき。

④ 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地の近くの学校への通学を希望するとき。

4 教育的配慮による場合

児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたとき。

5 その他

① 健康上の理由により、学校を変更する方が望ましいことが医師の診断書で明らかとなるとき。

② 兄および姉が通学している学校への入学を希望するとき。

③ 指定校変更により通学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が通常進学する中学校への進学を希望するとき。

区域外就学（市外からの通学）の承認基準

1 転入・転出による場合

① 現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。ただし、通学に要する時間が原則として 1 時間以内であること。

② 近い将来、転入することが確実なため、あらかじめ転入先の学校への通学を希望するとき。

ただし、申請時に関係書類を提示すること。

2 家庭環境による場合

① 自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合で、その店舗等の近くの学校への通学を希望するとき。

② 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童・生徒がいつたん親類、知人宅等に下校する場合で、その親類、知人宅等の近くの学校への通学を希望する

とき。

③ 指定校以外の学区の児童保育所に措置された場合で、当該児童保育所の近隣の小学校への通学を希望するとき。

④ 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地の近くの学校への通学を希望するとき。

4 教育的配慮による場合

児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたとき。

5 その他

兄および姉が通学している学校への通学を希望するとき。

〔申請手続・問い合わせ〕学校教育課へ。

の理由により、保護者の勤務地の近くの小学校への通学を希望するとき。

審議会等の公開

第 6 回狛江市基本計画策定市民会議

第 1 分科会

〔日時〕12 月 22 日（月）午後 7 時から

〔会場〕304 会議室

第 2 分科会

〔日時〕12 月 9 日（火）午後 7 時から

〔会場〕3 階市議会第一委員会室

第 3 分科会

〔日時〕12 月 12 日（金）午後 7 時から

〔会場〕503 会議室

第 4 分科会

〔日時〕12 月 17 日（水）午後 7 時から

〔会場〕502・503 会議室

第 5 分科会

〔日時〕12 月 18 日（木）午後 7 時から

〔会場〕503 会議室

〔問い合わせ〕企画調整課

第 161 回東京都都市計画審議会

〔日時〕2 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から

〔会場〕都庁会議室

事前抽選で 15 人まで傍聴可。

〔申し込み・問い合わせ〕往復はがきに、住所・氏名・電話番号を記入のうえ、1 月 9 日（金）必

着 163-8001 東京都都市計画局都市計画課（5388）3225へ。

中軽度の障害を持つ、平成 13 年 4 月 1 日以前生まれの方の保育園入所申請を、12 月 1 日（月）から 15 日（月）まで受け付けます。

〔問い合わせ〕社会福祉課

悪質商法は あなたを狙っています

急増しています！消費生活相談

昨年度 271 件のご相談がありました

景気低迷で社会情勢が不安定な中、消費者トラブルも多様化し、悪質商法等が増加の一途をたどっています。

マルチ商法、キャッチセールス、デート商法、SF(催眠)商法、点検商法等の問題商法等のほか、最近では「身に覚えのない請求が突然来る」という「不当請求」等の巧妙な新手の手口が次々と出てきています。判断能力が衰えている高齢者や契約知識の薄い若者たちだけでなく、不特定多数をターゲットにした新たなトラブルも発生してきています。

市では、これらのトラブルに対応するため、平成 3 年 4 月より、訪問販売や電話勧誘、商品購入のトラブル、クーリング・オフについてのアドバイス等、消費者契約一般についての相談窓口として「消費生活相談コーナー」を開設しています。

〔問い合わせ〕産業生活課



相談状況

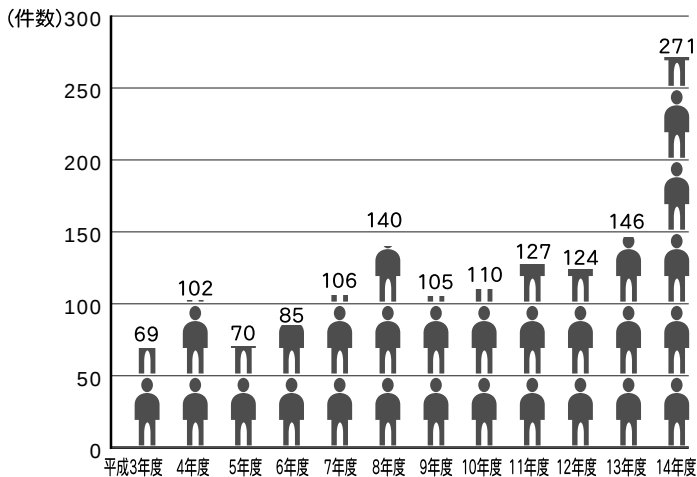
相談状況は、平成 3 年度では年間 69 件であった相談件数が、13 年度では 146 件と 10 年間で約 2・1 倍に増え、さらに 14 年度では 271 件にのぼり約 3・9 倍（前年度比約 1・85 倍）で 15 年度に入ってもこの傾向は衰えていません。ここ数年で消費生活に関するトラブルが激増しています。14 年度の相談内容で

市の取り組み

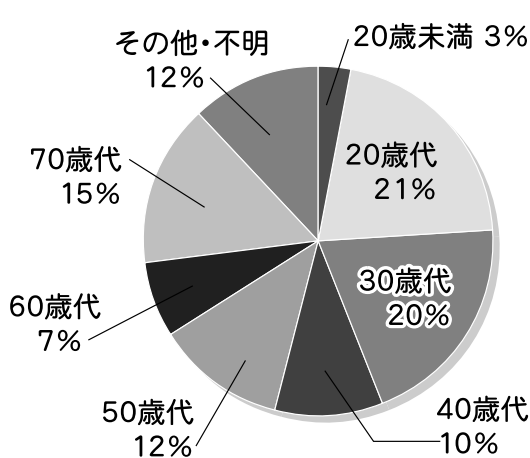
これらの相談に対応するため、平成 15 年 1 月より相談日を週 2 日から 3 日に拡大し、さらに 4 月より相談員の体制を 2 人から 3 人体制に拡充を図っています。また、実際に市内で起きているトラブルの相談事例を市民の皆さんに知っていただくために、14 年 1 月より毎月の広報で「消費生活相談 Q & A」として周知啓発に努めています。

このほか、悪質で緊急性のある事件については被害の拡大を防ぐため、「悪質商法等の情報掲示板」というポスターやチラシを作成し自治会や地域センターを通じ注意を促しています。また、啓発事業として、老人会や地域の集会などへの消費生活出前講座等も実施しています。さらに、毎年秋（今年は 10 月 24 日・25 日）に開催される消費生活展でも消費生活相談コーナーを設置し、市の相談概要を報告するとともに、相談概要と事例集をまとめた啓発冊子を配布しています（この冊子は産業生活課で随時配布していますので利用ください。また、消費生

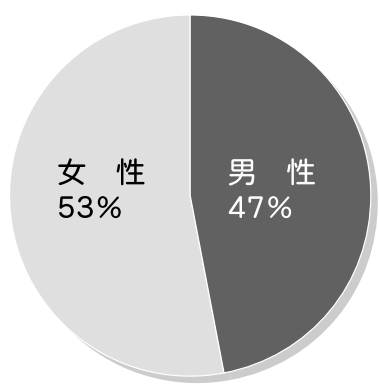
相談件数の推移



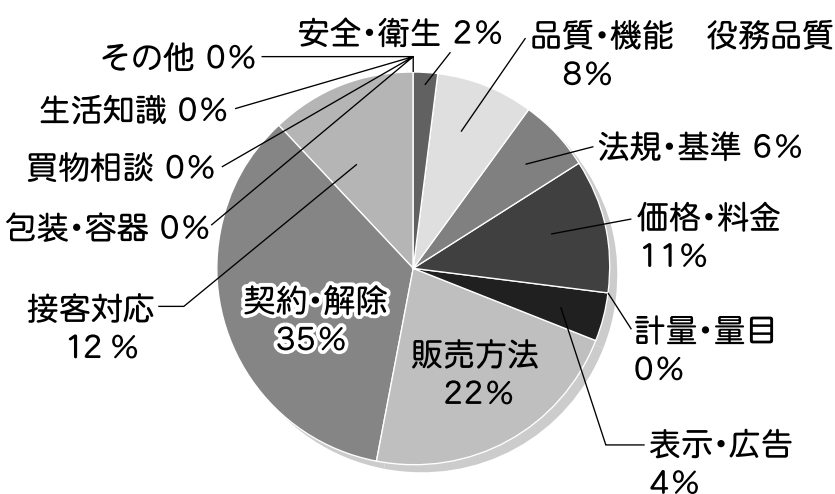
相談者の年代



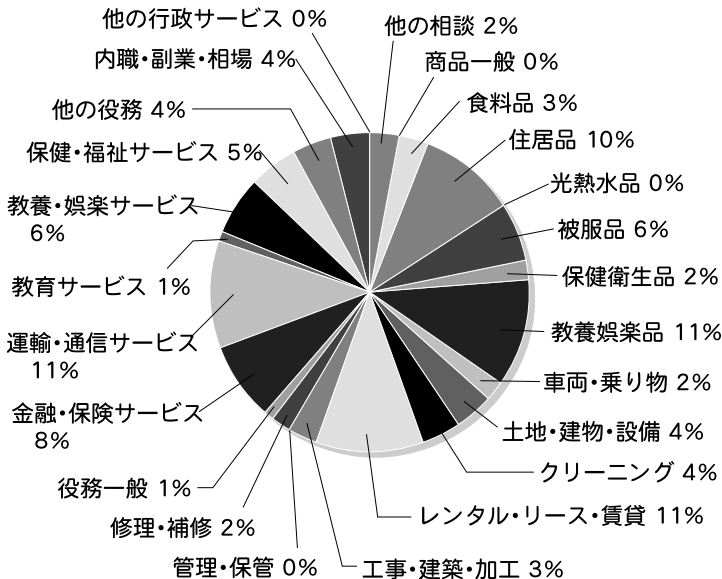
相談者の性別



相談内容



商品・役務分類別相談内訳



消費生活相談のご利用は

契約のトラブルや苦情、商品についての質問など、消費者契約一般についての相談を行っています。

開催日・時間 毎週月・水・金曜日 午前 10 時から午後 4 時まで（受け付けは 3 時まで）

相談場所 市役所 2 階産業生活課内消費生活相談コーナー（電話での相談も行っています）☎(3430)1111〔内線 2229〕

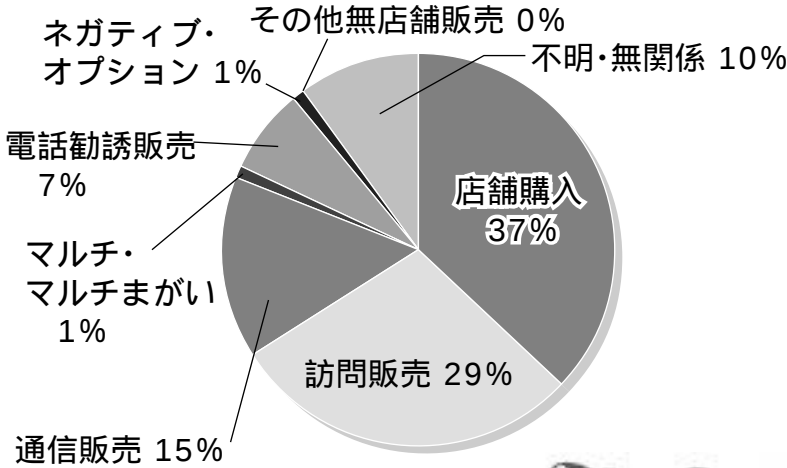
受付場所 産業生活課

なお、次の窓口でも相談を受けられます。

東京都消費生活総合センター（飯田橋）毎週月曜日から金曜日午前 9 時から午後 4 時まで☎(3235)1155



■販売購入形態



クーリング・オフ制度を知っていますか

「不意打ちの訪問販売で、必要のない契約をしてしまった」

「電話で呼び出されて、あるいは街で声をかけられて、断りきれずに契約してしまった」

このような場合は一定の条件のもとで、消費者から一方的に契約を解除できる制度があり、これをクーリング・オフ（冷却期間）といいます。

■クーリング・オフの条件
営業所以外の場所での取引であること

法令で指定されている商品・サービスであること（詳細は消費生活相談コーナーへ問い合わせください）

契約金額 3,000 円以上であること

■クーリング・オフをするときの注意と効果
必ず書面で通知します（コ

〒

〇〇市 町

〇丁目 番×号

〇〇〇株式会社

代表取締役 様

（表面）

私は 年 月 日貴社のセールスマンA氏と下記の契約をしましたが、この契約を解除させていただきます。

商品名・役務名 〇〇〇〇
代金 〇〇〇円

なお、すでに支払った金 〇〇〇円を直ちに返金してください。
私が保管している商品は貴社の負担でお引き取りください。

年 月 日
市 〇 町 × 丁目 番 〇 号
氏名 〇 〇 〇 〇 〇

（裏面）

■主な問題商法の一覧 手「うまい話」に引っかからないように、いろいろな手口を覚えておいてください。

名 称	主 な 商 品 ・ サ ー ビ ス	主 な 勧 誘 方 法 と 問 題 点
マ ル チ 商 法	健康食品、化粧品、電話機・ファックス、浄水器	「もうかる」と商品の販売組織に誘い商品やサ - ビスを契約させ、次々に組織への加入者を増やしていくと利益が得られるというもの。勧誘時の成功話と違って思うように加入者を獲得できず、売れない商品を抱えることが多い。
ネ ズ ミ 講	金銭・有価証券などの配当	後から組織に加入した者が支出した金銭を、先に加入した者が受け取る配当組織。「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、金銭に限らず有価証券なども禁止されている。最近はインターネットや電子メールを利用して勧誘するケースが増え、従来の口コミに比べ、広範囲、瞬時に広がる危険性がある。
アポイントメントセールス	アクセサリー、割引サービス会員、ビデオ教材、絵画	「景品が当たった」「旅行に安く行ける、会って話したい」などと販売目的を隠したり、「あなただけは特別」などと有利な条件を強調したりして、電話などで営業所や喫茶店に呼び出して契約させる。
キャッチセールス	化粧品、エステ、美顔器、絵画、アクセサリー	駅や繁華街の路上で呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、応じない限り解放しない雰囲気にするなどして契約させる。
デ ー ト 商 法	アクセサリー、洋服、絵画	異性間の感情を利用し、デートを装って契約させる。
開 運 商 法	印鑑、祈とう・占い、アクセサリー、数珠	「購入しないと不幸になる」「購入すれば不幸から免れる」など、人の不幸や不安につけ込んで高額な商品を契約させる。
無 料 商 法	電話情報サービス、プロバイダー、エステ、化粧品	「無料招待」「無料サービス」「無料体験」など、「無料」をセールストークや広告にして人を引きつけて売りつける。
アンケート商法	化粧品、浄水器、エステ、アクセサリー	「アンケートに答えて」などと近づいて、消費者の警戒心を解かせて売りつける。
S F (催 眠) 商 法	布団、電気治療器、磁気マットレス、健康食品	「くじに当たった」「新商品を紹介する」などといって人を集め、閉め切った会場で台所用品などを無料で配り、得した気分させ、興奮状態において、異様な雰囲気のなかで最後に高額な商品を売りつける。
ネガティブ・オプション	雑誌、単行本、パソコン関連商品	商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。福祉目的をうたい、寄付と勘違いさせて商品を買わせることもある。
点 検 商 法	床下換気扇、布団、建物清掃サービス、浄水器、屋根工事、白アリ駆除、耐震診断、消火器	点検に来たと言って来訪し、「布団にダニがいる」「工事をしないと危険」などと、事実と異なることを言って新品や別の商品・サービスを契約させる。
実 験 商 法	浄水器	科学実験めいたことをしてみせ、「この商品を使わないと危険だ」などと不安をあおったり、その商品がいかに効果的かなどの科学的裏づけがあるように思わせて売りつける。
当 選 商 法	宝くじ、和服	「当選した」「景品が当たった」「あなただけ選ばれた」などと特別な優位性を強調して近づいて契約させる。
か た り 商 法	浄水器、リースサービス、建物清掃サービス、布団	あたかも公的機関や有名企業の職員が、その関係者であるかのように思わせるそぶりをして契約させる。
資 格 商 法	行政書士などの公的資格や経営関連の民間資格などを取得するための講座や教材	電話で「受講すれば資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などと執拗な勧誘をし、講座や教材を契約させる。最近は以前の契約者に対し、「資格が取得できるまで契約は終わらない」と、継続しているかのようように説明される二次被害が多い。
内 職 商 法	パソコン作業、チラシ配り、あて名書き、資格取得用講座・教材	「在宅サイドビジネスで高収入を」「資格・技術を身に付けて在宅ワーク」などの広告で勧誘し、高額な機器を売りつけたり、講習会と称して多額の受講料を取ったりする。実際は、ほとんど収入は得られない。
利 殖 商 法	商品相場、証券、分譲マンション	「値上がり確実」「必ず利益が出る」など、利殖になることを強調して契約させる。素人には危険なものが多い。

健康と衛生

健康診査

Health

■3歳児健康診査

〔日時〕12月18日(木)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あいとびあセンター(対象)平成12年11月生まれの幼児(持ち物)母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証



〔問い合わせ〕健康課 ☎ (3488) 1181

検診

Health

■集団がん検診

〔検診日時〕(女性)1月8日(木)

〔問い合わせ〕健康課 ☎ (3488) 1181

5～6カ月の赤ちゃんのいるお母さん・お父さんを対象に、赤ちゃんの保育についての話と離乳食の試食を行います。民生委員の協力で、受診中は赤ちゃんをお預かりしますので、お気軽に参加ください。

教室

Health

■育児学級

〔日時〕12月16日(火)午後1時30分～4時 受付時間は1時～1時20分(会場)あいとびあセンター(持ち物)母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など

〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎ (3488) 1181へ。

健康相談

Health

■出張健康相談・育児相談もお気軽に、

自分や家族の健康、食事、子育て等を保健師・栄養士等が相談に応じます。

〔日時・会場〕12月5日(金)午後2時～4時、岩戸地域センター(問い合わせ)健康課 ☎ (3488) 1181

■狛江市医師会無料健康相談

〔日時〕12月18日(木)午後1時30分～2時30分(会場)あいとびあセンター(科目)内科・眼科(問い合わせ)医師会事務所 ☎ (3488) 2267

■リハビリ教室

寝たきり予防の体操などの教室です。40歳以上で、疾病や老化などで心身の機能が低下している方、お気軽に参加ください。直接会場にお越しください。

〔日時〕12月3日(水)午前10時～正午(会場)あいとびあセンター



〔問い合わせ〕健康課 ☎ (3488) 1181

休日診療



〔会場)あいとびあセンター(診療日)7日・14日・21日・23日・28日・29日・30日・31日

〔受付時間)午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

○休日応急診療所

☎ (3488) 9121

○休日歯科応急診療所

☎ (3488) 9171

○休日診療薬局

☎ (3488) 1519

24時間

医療機関案内



○狛江消防署

☎ (3480) 0119

○ひまわり

☎ (5272) 0303

インターネット <http://www.himawari.net>

ro.tokyo.jp

インフォメーション

ご案内

催し

■12月の古民家園

「落ち葉プールで遊ぼう」2日(火)まで(対象)幼児・小学生 大笑い腹話術「サンタがくるよライブショー」7日(日)午前10時30分～11時30分(出演)狛江チャタリック

「お正月の花を活けます」22日(月)午前10時～正午(定員)20人(参加費)1,500円(協力)狛江市華道連盟(持ち物)花ばさみ・新聞紙・タオル

定員のある行事は事前に申し込みが必要です。

〔申し込み・問い合わせ〕むいから民家園 ☎ (3489) 8981(水・木曜日は休園)へ。

■親子で楽しむチャリティー音楽会・第12回狛江すくすくコンサート

〔日時〕12月20日(土)午後1時30分～4時(1時開場)(会場)エコルマホール(出演)第1部

第七小学校ブラスバンド、第三中学校吹奏楽部、狛江高校吹奏楽部 第2部 山梨県小菅小学校

校による太鼓演奏、第四中学校合唱部



〔問い合わせ〕企画調整課

■第7回西河原クリスマスコンサート

〔日時〕12月20日(土)午後1時30分開場・2時開演(出演)狛江ハインドベルサークル、ココラレ(女性コーラス)、狛江フィルハーモニー管弦楽団 1日(月)から西河原公民館で整理券を配布

■南部子どもクリスマス会

〔日時〕12月10日(水)午後3時から(問い合わせ)南部地域センター ☎ (3489) 2150

■狛江水辺の楽校」12月行事

「多摩川子どもシンボジウム」〔日時〕6日(土)午前10時～正午(会場)第三小学校(内容)日ごろの多摩川学習の成果を市内小・中学校の子どもたちが発表します(持ち物)上履き

渡り鳥観察会(日時)13日(土)午前10時30分～正午(会場)狛江水辺の楽校「クルミ村」集合

〔持ち物〕筆記道具・あれば双眼鏡 雨天中止

1年間ありがとう清掃(日時)21日(日)午前10時30分～正午(会場)狛江水辺の楽校「クルミ村」集合。清掃後に、恒例の一品持ち寄り親睦会を開催します 雨天中止

〔問い合わせ〕竹本 ☎ (5761) 2844

■狛江市民吹奏楽団第4回定期演奏会

〔日時〕12月14日(日)午後1時30分開場・2時開演(会場)エコルマホール(曲目)歌劇「ローエングリン」よりエルザの大聖堂への行列・久石讓作品集2ほか

〔問い合わせ〕大野 ☎ (090) 8074) 0374

■KOMAE国際交流フェスティバル「映像と音楽と料理の祭典」

〔日時〕12月14日(日)午後1時～8時(会場)西河原公民館(内容)コンサート・講話・コストリ料理で交流会(入場料)2,000円(前売り)1,800円(高校生以下)1,000円(800円)

交流会1,500円(高校生以下500円)

〔問い合わせ〕NPO法人福祉ネット「ナナの家」 ☎ (5438) 2773

お知らせ

■公民館利用団体説明会

平成16年4月から中央公民館と西河原公民館を組織として統合(予定)することについて、利用団体説明会を開催します。

〔会場〕中央公民館12月4日(木)午後2時・5日(金)午後7時 西河原公民館12日(金)午前10時～午後7時

〔問い合わせ〕中央公民館 ☎ 3488) 4411または西河原公民館 ☎ (3480) 3201

集団がん検診往復はがき記入例

往信面の表

返信面の裏

往信	狛江市元和泉 2丁目35番1号 あいとびあセンター内 健康課 集団がん検診申込 係	返信面の裏側には何も 書かないでください。
----	--	--------------------------

返信面の表

往信面の裏

返信	申込者の住所 氏名 電話番号 生年月日・年齢・性別 希望する検診 胃がん 肺がん 大腸がん 骨密度 第1希望 ○月○日○時○分 第2希望 ○月○日○時○分 第3希望 いつでも可	申込者の 住所 氏名
----	---	------------------

■都営住宅(地元割当)の入居者を募集(世帯向け)

【募集住宅】都営狛江アパートのうち3戸【対象】①市内に居住している方②同居親族がいる方③世帯の所得が定められた基準内にある方④住宅に困っている方【募集案内】産業生活課で12月1日(月)～9日(火)(土・日曜日を除く)配布

【申し込み・問い合わせ】1日(月)～10日(水)(消印有効)に〒201-8585狛江市役所市民部産業生活課へ。

■生ごみ堆肥化相談会

【日時】12月11日(木)午前10時30分～11時30分(会場)ビン・缶リサイクルセンター

【問い合わせ】清掃課

■12月1日から「歳末たすけあい運動」が始まります

寄せられた募金は地域福祉活動費として、地域の福祉が向上するようなサービス活動や、地域住民によるさまざまな福祉活動の支援のために使われます。

【問い合わせ】狛江市社会福祉協議会 ☎(3488)0294

■子育て中のお母さん応援します「笑顔サービス」

笑顔サービスでは、子育てで負担を感じている母親を対象に、世帯の家事と一緒に手伝いする地域住民のささえあい活動を12月1日より実施します。なお、活動に協力いただける方も募集中です。

【対象】産前または産後1カ月から6歳までの子どもがいる家

庭(提供内容)世帯の食事の世話、洗濯、掃除、買物等(サービス提供時間)午前9時～午後5時の間の2時間以内(利用料)1時間1,000円

【問い合わせ】狛江市社会福祉協議会 ☎(3488)0294

■住宅金融公庫のご返済でお困りの方へ

住宅金融公庫では、勤務先の倒産による解雇やリストラなどにより収入が減少した公庫利用者に対し、返済期間の延長や元金据置期間の設定、元金据置期間中の金利引き下げを適用することを内容とする救済策により返済方法の変更を実施しています。お困りの方は相談ください。

【問い合わせ】住宅金融公庫東京支店返済相談室 ☎(5261)8921(平日午前9時～午後7時30分)

■古布再生着物でワンピースづくり

【日時】12月8日(月)・9日(火)・10日(水)午前10時～午後4時(定員)各日10人(会場)ビン・缶リサイクルセンター(参加費)200円(持ち物)古い着物(ほどこいて洗濯してから持参ください)・裁ちばさみ・紙ばさみ・ミシン糸・裁縫道具・ものさし・筆記用具



【申し込み・問い合わせ】1日(月)から清掃課へ。

■いきいき広場「キャンドルを作ろう」

【日時】12月13日(土)午前10時～正午(定員)小学生先着20人

【申し込み・問い合わせ】1日(月)午前9時から中央公民館 ☎(3488)4411へ。

■フラワーアレンジメント教室「ドライフラワーを使ったお正月の花(洋風)」

【日時】12月21日(日)午後1時から(定員)先着20人(講師)吉田嘉子さん(参加費)2,000円(持ち物)ペンチ・エプロン・手ふきタオル・新聞紙・手提げ紙袋(大)

【申し込み・問い合わせ】2日(火)午前9時から岩戸地域センター ☎(3488)7040へ。

■お正月に飾るいけばな講習会

【日時】12月26日(金)午後1時～4時(定員)先着20人(教材費)1,500円(水引はプレゼント) 講習会当日に徴収

【申し込み・問い合わせ】19日(金)までに上和泉地域センター ☎(3489)9101へ。

■パソコン教室

【日程】別表(対象)市民(コースA、はじめてのパソコン(初心者)・B、ワード基本コース)・C、メール・インターネットコース・D、画像処理基本コース・E、エクセル基本コース」各コースとも定員14人(抽選)(費用)4,000円

【申し込み・問い合わせ】1日(月)午前9時から中央公民館 ☎(3488)4411へ。

	Aコース (午前)	Bコース (午後)	Cコース (午前)	Dコース (午前)	Eコース (午前)
1月	6日・13日・20日・27日	6日・13日・20日・27日	7日・14日・21日・28日	5日・12日・19日・26日	8日・15日・22日・29日
2月	3日・10日・17日・24日	3日・10日・17日・24日	4日・11日・18日・25日	2日・9日・16日・23日	5日・12日・19日・26日
3月	2日・9日・16日・23日	2日・9日・16日・23日	3日・10日・17日・24日	1日・8日・15日・22日	4日・11日・18日・25日

【申し込み・問い合わせ】往復はがきに氏名・年齢・住所・電話番号・希望の月とコースを記入

■西河原映画会「サンタクロース リターンズ」

【日時】12月13日(土)午前10時・午後2時の2回上映
【会場】西河原公民館
【入場料】無料
【問い合わせ】西河原公民館 ☎(3480)3201



入のうえ(1コース1枚)、12月9日(火)(必着)までに〒201-0015猪方4-13-1狛江市シルバー人材センター ☎(3488)6735へ。

【開催日】1月25日(日)午前10時から(会場)市民総合体育館

【参加資格】小学生1部・3・6年生(男女混成不問) 小学生2部・3・4年生(男女混成不問) 中学生男子・女子の部(学年不問) 各部3チーム以上の申し込みがないと不成立

【申し込み・問い合わせ】12月24日(水)までに社会教育課へ。

【お問い合わせ】狛江財政研究会・小尾 ☎(3430)0137



■第5回狛江市少年少女綱引き大会

【開催日】1月25日(日)午前10時から(会場)市民総合体育館

【参加資格】小学生1部・3・6年生(男女混成不問) 小学生2部・3・4年生(男女混成不問) 中学生男子・女子の部(学年不問) 各部3チーム以上の申し込みがないと不成立

【申し込み・問い合わせ】12月24日(水)までに社会教育課へ。

【お問い合わせ】狛江財政研究会・小尾 ☎(3430)0137

エコルマホール主催公演
好評発売中

■今年のクリスマスコンサート
10人のミラクル・トランペッター・世界中から10人の名手が勢揃いしてお贈りする華やかなアレンジのステージ
12月22日(月) 午後7時開演
全席指定 3,500円(残券僅少)
未就学児は遠慮ください。



■新春初笑い狛江寄席
今回の狛江寄席は林家こん平・三遊亭好楽二人会でお贈りします。
1月9日(金) 午後7時開演
全席指定 3,000円
(チケットぴあでは取り扱いません)
未就学児は遠慮ください。



■飯守泰次郎指揮/東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団
ベートーベンの傑作「田園&運命」が生き生きと鮮やかに!開演前の指揮者のお話もお楽しみください。
2月1日(日) 午後3時開演
全席指定 3,500円
未就学児は遠慮ください。



エコルマホール窓口でのチケットの取り扱いは午前9時から午後5時まで(電話予約でも取り扱っています)。チケットぴあ、ミュージックショップ森のうた、小田急O×狛江店宝くじ売場でもチケットを取り扱っています。



12 月 の 市 民 相 談

相 談 名	開 催 日 と 時 間	相 談 員	申 し 込 み 等
法 律 相 談	毎週月・木曜日 午前9時～正午	弁 護 士	事前予約制。相談日の1週間前から産業生活課で受け付け
カ ウ ン セ リ ン グ ・ 心 の 相 談	3日・17日の各水曜日 午前9時～正午	カ ウ ン セ ラ ー	
創 業 相 談	12日(金) 午前10時～11時50分	国民生活金融公庫職員 商 工 会 経 営 指 導 員	
住 宅 相 談	10日(水) 午後1時～4時	建 築 士	事前予約制。産業生活課で受け付け
パ ソ コ ン 相 談	12日(金) 午後1時～5時	OA 機器メーカー SE など	
女性悩みごと相談	24日(水) 午前9時～正午	カ ウ ン セ ラ ー	
交 通 事 故 相 談	2日・16日の各火曜日 午後1時～4時	交 通 事 故 相 談 員	午後1時から産業生活課で受け付け。定員6人 夜間相談は事前予約制
不 動 産 取 引 相 談	4日(木) 午後1時～4時	宅 地 建 物 取 引 業 協 会	
登 記 相 談	8日(月) 午後1時～4時 夜間相談 22日(月) 午後6時～8時	司 法 書 士 会 調 布 支 部	
人 権 身 の 上 相 談	18日(木) 午後1時～4時	人 権 擁 護 委 員	
行 政 相 談	19日(金) 午後1時～4時	行 政 相 談 委 員	
土 地 家 屋 調 査 測 量 登 記 相 談	25日(木) 午後1時～4時	土 地 家 屋 調 査 士 会	
相 続 等 暮 ら し の 書 類 作 成 相 談	2日・16日の各火曜日 午後1時～4時 夜間相談 9日(火) 午後6時～8時	行 政 書 士 会 調 布 支 部	
ラ イ フ プ ラ ン 総 合 相 談	1日(月) 午後1時～4時	元 金 融 ・ 生 命 保 険 事 務 経 験 者	
税 務 相 談	11日(木) 午後1時～4時	東京税理士会武蔵府中支部	
	毎週木曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	東京税理士会武蔵府中支部	
消 費 生 活 相 談	毎週月・水・金曜日 午前10時～午後4時	消 費 生 活 相 談 員	会場は同支部（エクレール調布 3 階 ☎ 0424-88-5550） 産業生活課（午後3時まで）
高 年 齢 者 高 し ぐ と 相 談	毎月第2火曜日 午後1時～4時	三 軒 茶 屋 高 年 齢 者 就 業 相 談 所	2階第1市民相談室
更 生 保 護 相 談	24日(水) 午前10時～午後3時	保 護 司	2階第1市民相談室
難 病 者 相 談	1日(月) 午前9時～正午	難 病 者 相 談 員	直接2階第2市民相談室
聴 覚 障 害 者 相 談	毎月第2水曜日 午前9時～正午	手 話 通 訳 士	福祉総合相談窓口
母 子 ・ 女 性 相 談	月～金 午前9時～午後4時	母 子 自 立 支 援 員	福祉総合相談窓口
介 護 保 険 苦 情 相 談	毎週火・木・金曜日 午後1時～4時	介 護 保 険 苦 情 相 談 員	市教育相談室（第二小学校内）へ。幼児から中学生 ☎ 3430-1411
教 育 相 談	月～金 午前9時～午後4時30分	教 育 相 談 員	直接保険年金課へ
親 と 子 の 電 話 相 談	月～金 午前9時～午後4時30分	教 育 相 談 員	狛江市シルバー人材センター ☎ 3488-6735
年 金 相 談	毎週金曜日 午前9時～午後5時	社 会 保 険 労 務 士	収納課（市役所2階8番窓口）
高 年 齢 者 就 業 説 明 相 談	毎月第3月曜日 午後1時30分	狛江市シルバー人材センター	
市 税 納 税 相 談	月～金 午前8時30分～午後5時	収 納 課	

消費生活相談

Q & A

Q

家の耐震診断サービスを都の推進でやっているの、無料だと言う電話が突然かかってきた。家も古くなり気にもなっていたので、すぐに頼んだ。

数日して作業服の男性がやって来て、家の壁をたたいたりしながら、チェックシートに書き込んでいたが、うーんとうなつて心配そうに「やはり、これは機械で測った方がいい。このままでは、国の基準のマグニチュード7・2の地震にも無理でしょう。20万円の費用がかかるが、今なら国の補助で4、5万円ですきますがね。」と言われたので契約した。

A

公共の名をかたる悪質な点検商法です。都や国と言って安心させ、無料で消費者を釣つて

無料のはずの耐震診断が：

て家を訪問し、不安をあおって機械計測の契約をとります。この方の場合、ご相談が契約日を含め8日目で、ぎりぎりクーリング・オフ（無条件解約）期間内に間に合い、簡易書留で解約通知

しかし、書面には公共印もなく不審に思えてきたのでやめたい。（60代男性）

を出すことができました。このような耐震計測の後には、さらに高額なリフォーム工事の勧誘があるようです。

特定商取引法（旧訪問販売法）では、不意打ち性のある商法で契約した指定商品やサービスの場合、期間内の申し出での解約は可能です。もし、工事やサービスが終わってしまっても

契約を白紙に戻すことができます。契約はその場の雰囲気流されず、よく考えて行いましょう。〔相談場所〕市役所2階消費生活相談コーナー

〔問い合わせ〕産業生活課

図書館

中央図書館

☎（3488）4414

■図書館の本を無料配布（日時）13日（土）・14日（日）午前10時～午後4時（会場）中央公民館 1人10冊以内。なくなり次第終了。手提げ袋を持参ください。

■子どもおはなし会 3日・10日・17日（各水曜日）午後3時30分から（4歳以上の子ども）

■親子で楽しむおはなし会 11日（木）（0～1歳の子どもと保護者）午前10時30分～10時45分（2～3歳の子どもと保護者）午前11時～11時20分

■クリスマス特別おはなし会 24日（水）午後3時30分（会場）中央公民館（対象）4歳以上（演目）パネルシアター「だるまちゃん」とてんぐちゃん」大型紙芝居「こうさぎましろのおはなし」

■親子で楽しむクリスマス特別おはなし会 25日（木）午前10時30分～11時（対象）0～3歳の子どもと保護者（会場）中央公民館（演目）パネルシアター「森のクリスマス」大型紙芝居「おおきくおおきくおおきなあれ」

西河原公民館

☎（3480）3201

■西河原おはなし会 各回とも（会場）2階幼児室（時間）午後3時30分から 4日（木）（絵本）まほろのマフラー（紙芝居）きたかぜのくれたティップルかけ（折り紙）クリスマスツリー

11日（木）（絵本）クリスマスまえのばん、サンタクロースのたんじょうび（折り紙）サンタクロース

■クリスマスとくべつおはなし会 18日（木）（ペープサート）おだんごばん（紙芝居）クリスマスのでがみ（プレゼントあり）

上和泉地域センター ☎（3489）9101

■上和泉おはなし会・クリスマス会 22日（月）午後4時から（人形劇）さんびきのやぎのがらがらどん（パネルシアター）わたし（工作）ぼうし

子育て

和泉児童館

☎（3480）1441

■いずみ子育てくらぶ3期（日時）1月13日（火）から各第2・第4週 パンダクラス月曜日 うさぎクラス火曜日 コアラクラス水曜日 Aクラス午前10時15分から、Bクラス午前11時15分から（対象）乳幼児親子（定員）各クラス30組（費用）300円（申し込み）12月8日（月）～13日（土）電話予約可

■ひまわりの集い「ひまわりクリスマス会」（日時）18日（木）午前11時から（対象）乳幼児親子（申し込み）1日（月）から

■クリスマス会（日時）20日（土）午後3時30分～5時（対象）小学生（申し込み）1日（月）から

岩戸児童センター

☎（3489）5414

■子ども映画会（日時）3日（水）午後3時～4時（内容）笠地蔵「くまのクリスマス」（対象）幼児（保護者同伴）から



■ロッキー・クリスマス（日時）20日（土）午後3時～5時（内容）劇・キャンドルサービス・プレゼント交換（対象）小学生（申し込み）1日（月）から

子ども家庭支援センター

☎（5438）6606

■たんぼクリスマス（日時）20日（土）午前10時30分～11時30分（対象）乳幼児親子（内容）歌と踊りと劇（申し込み）1日（月）から



駄倉保育園子育てセンター

☎（3489）2441

■施設案内 育児に関する相談も受けます（日時）9日（火）午前9時40分～11時 スリッパ持参 狛江子どもの家

☎（3488）1231

■園庭開放（日時）4日（木）午前10時～11時 雨天中止

多摩川保育園

☎0424（83）4667

■折り紙教室と園庭開放（日時）4日（木）午前10時～11時 ■餅つきと園庭開放（日時）12日（金）午前10時～11時